

「障がい学生支援センター」の設置にあたり

障がい学生支援センター長・社会情報学部教授 長橋透

身体的な障がいや精神的な障がいは、身長や体重の違いと同じで、人それぞれがもつ個性（特性）だと考えられています。私たちは、身長や体重が自分と違うからといって、人を差別することはありません。ただ、当人にしてみれば、例えば極端に身長が高すぎたり低すぎたりすると、平均的な背丈の人を対象に作られたこの社会の中では、生活しづらいことが出てくるのです。

そのようなときに必要な配慮や支援を受けることができれば、それを軽減し克服することができます。例えば視聴覚や四肢が不自由な人は、必要な能力を補う機器類を使うことで生活がしやすくなります。また外見からはわかりにくい発達障がいやその他の精神障がいについても、その人の必要性に合わせた支援を受けたり配慮がなされたりすれば、同様に生活しやすくなります。大学にも、それが求められる時代になりました。

2006年、国連総会で障害者権利条約が採択されました。日本

は翌2007年にこの条約に署名するとともに国内法の整備を進め、2013年の障害者差別解消法の制定により同条約の批准に至りました。そしてこの障害者差別解消法が2016年に施行されたことにより、障がいは差別されるものではなく、障がいに合わせた支援・配慮を提供する社会が求められる時代になったのです。しかし残念なことに、障がいを身長や体重のような個性とする見方はまだまだ共有されていません。

このような状況のなか、2018年4月、青山学院大学に「障がい学生支援センター」が発足しました。このセンターの目的は、障がいをもつ学生がそれをもたない学生と同等の教育・研究の機会を得ることができるよう、その環境作りのお手伝いをすることです。さらにキャンパス内の心理的・物理的なバリアフリー化の推進や啓もう活動を通じて、障がいをもち学生が何らためらうことなく自らの存在を示す旗を立てて必要な配慮や支援を求めることができる「普通」のキャンパスを築



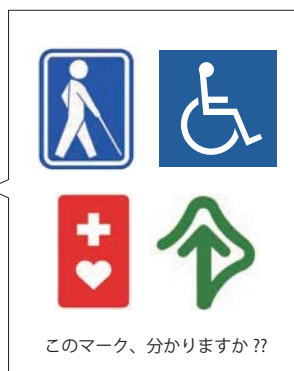
くことです。

本センターの支援は、入学前から在学期間中、そして就職・社会参加への移行までを対象としています。何らかの配慮を求める学生は、ぜひセンターに訪ねて来てください。支援コーディネーターを交えて、その学生一人一人の特性に合った実行可能な配慮や支援をコーディネートいたします。また、このような支援に寄り添う学生を、学生サポーターとして求めています。

本センター長を拝命するにあたり、今までに接してきた、何らかの障がいをもち学生達のことを思い出しました。自分としてはできる限りの対応をしてきたつもりですが、なかには志半ばにして進路を変更せざるを得ない学生もいました。「今の環境があったのなら」という思いがこみ上げてくるのは私だけでしょうか。

最後に、障がい学生支援センターのホームページには、大学トップページの学生生活から入っていただ

ければたどり着けます。ぜひ、学生・生徒の皆さん、保証人の皆さん、教職員の皆さん、このホームページに立ち寄ってみてください。そして、障がいへの理解を深めることを通して、さまざまな個性が行き交うキャンパスを一緒に作り上げていきましょう。



教職員、学生向けにパンフレットを作成